

福001	項目名	地域共生社会推進事業費		
予算書項目	地域共生社会推進事業費	ページ	35	所 属 名
年度	R5	福祉部 地域福祉課		
会計名				
一般会計				
款	民生費			
項	社会福祉費			
目	社会福祉総務費			
(単位：千円)				
補正前額	0			
要求額	604			
総務部長段階査定額	544	その他財源の内訳		
市長段階査定額	544	分担金	0	
		負担金	0	
		使用料	0	
		手数料	0	
		財産収入	0	
		寄付金	0	
		繰入金	0	
		贈収金	0	
		その他	0	
区 分	補正額			
財源内訳	国・県支出金	0		
	地方債	0		
	その他	0		
	一般財源	544		
	計	544		
備考欄				
<b>事業の概要</b> 【問合せ先】福祉企画係 0857-30-8202 【1次総の施策体系】1403 【事業の経過及び背景】 少子高齢化、小世帯化や一人暮らし高齢者の増加など家族形態を取り巻く環境の変化に伴い、地域におけるコミュニティ意識の希薄化、地域活動の担い手不足など、地域で支え合う力が徐々に弱まりつつある。 さらに、複合的な福祉課題を抱えた世帯、制度の狭間において既存の福祉サービス等を受けられない世帯の問題など、新たな福祉課題が生じている。 そうした課題を解決するため、サービスの受け手と支え手という関係を超えて、誰もが住み慣れた地域で自分の能力を発揮しながら自分らしく暮らせる「地域共生社会の実現」が求められている。 【事業の目的及び効果】 地域共生社会の実現を目指して、地域における課題解決や新たな社会資源創出のための総合調整等を行う「地域共生社会推進会議（案）」を設置するとともに、市民への啓発のための研修会を開催する。 【事業の内容】 ○地域共生社会推進会議（案）の開催 ・委員構成 25名（庁内内部委員 13名、外部関係機関委員 12名） ○地域共生社会推進研修会（案）の開催 ・市民啓発研修会 300名規模を想定				

福002	項目名	福祉事業所指導監督事業費		
予算書項目	福祉指導監督事業費	ページ	35	所 属 名
年度	R5	福祉部 地域福祉課		
会計名				
一般会計				
款	民生費			
項	社会福祉費			
目	社会福祉総務費			
(単位：千円)				
補正前額	10,524			
要求額	1,650			
総務部長段階査定額	1,650	その他財源の内訳		
市長段階査定額	1,650	分担金	0	
		負担金	0	
		使用料	0	
		手数料	0	
		財産収入	0	
		寄付金	0	
		繰入金	0	
		贈収金	0	
		その他	0	
区 分	補正額			
財源内訳	国・県支出金	825		
	地方債	0		
	その他	0		
	一般財源	825		
	計	1,650		
備考欄				
<b>事業の概要</b> 【問合せ先】指導監査室 0857-30-8205 【1次総の施策体系】1202（実施計画関連事業） 【事業の経過及び背景】 介護分野の文書負担軽減に向けて、厚生労働省により介護保険サービスに係る電子申請届出システムが構築され、各市町村で導入を進めることが求められている。 【事業の目的及び効果】 現在使用中の介護保険指定事業者等管理システム「LEMSCARE」と厚生労働省が構築した介護保険サービスに係る電子申請届出システムの連携を図ることで、介護サービス事業所から電子申請届出システムで提出された書類の入力の簡素化・効率化を図る。 【事業の内容】 介護保険指定事業者管理システムと厚生労働省介護保険サービスに係る電子申請届出システムの連携に伴うシステム改修。 事業費 1,650千円				

福003	項目名	地域福祉相談センター事業費		
予算書項目	地域福祉相談センター事業費	ページ	35	所 属 名
年度	R5	福祉部 地域福祉課		
会計名				
一般会計				
款	民生費			
項	社会福祉費			
目	社会福祉総務費			
(単位：千円)				
補正前額	2,408			
要求額	294			
総務部長段階査定額	294	その他財源の内訳		
市長段階査定額	294	分担金	0	
		負担金	0	
		使用料	0	
		手数料	0	
		財産収入	0	
		寄付金	0	
		繰入金	0	
		贈収入	0	
		その他	0	
区 分	補正額			
財源内訳	国・県支出金	0		
	地方債	0		
	その他	0		
	一般財源	294		
	計	294		
備考欄				

**事業の概要**

【問合せ先】福祉企画係 0857-30-8202

【1次総の施策体系】1403

【事業の経過及び背景】  
介護、障がい、育児、生活困窮などの困りごとの相談は、分野ごとの相談窓口で対応してきたが、育児と介護両方の問題を抱える家庭からの相談といった、複合化・複雑化した福祉課題に対応するため、分野に関わらず、相談を一旦丸ごと受け止める「地域福祉相談センター」を平成30年度より設置した。

【事業の目的及び効果】  
住民に身近な圏域に、分野に関わらず、日常生活上の福祉課題を一旦丸ごと受け止める相談窓口を設置することにより、これまで、どこの窓口に相談すれば良いかわからなかった住民が気軽に悩みや不安を相談することができ、また早期支援に繋げることができる。

【事業の内容】  
事業実績による令和4年度重層的支援体制整備事業交付金の確定に伴う国への返還金。  
・返還額 294千円 = 交付金受入済額 1,560千円 - 実績額 1,266千円

福004	項目名	低所得世帯に対する物価高騰支援給付金給付事業費(コロナ克服・新時代開拓臨時交付金)		
予算書項目	低所得世帯に対する物価高騰支援給付金給付事業費	ページ	35	所 属 名
年度	R5	福祉部 地域福祉課		
会計名				
一般会計				
款	民生費			
項	社会福祉費			
目	社会福祉総務費			
(単位：千円)				
補正前額	863,820			
要求額	22,630			
総務部長段階査定額	22,630	その他財源の内訳		
市長段階査定額	22,630	分担金	0	
		負担金	0	
		使用料	0	
		手数料	0	
		財産収入	0	
		寄付金	0	
		繰入金	0	
		贈収入	0	
		その他	0	
区 分	補正額			
財源内訳	国・県支出金	21,272		
	地方債	0		
	その他	0		
	一般財源	1,358		
	計	22,630		
備考欄				

**事業の概要**

【問合せ先】福祉企画係 0857-30-8202

【1次総の施策体系】1403

【事業の経過及び背景】  
国は令和5年3月28日の閣議決定において、物価高騰対策として、特に家計への影響が大きい低所得世帯（住民税非課税世帯）等に対し1世帯あたり3万円を、低所得世帯（住民税非課税世帯）内の子ども1人につき5万円を、実施主体を市町村とし、プッシュ型で支給することとした。

【事業の目的と効果】  
住民税非課税世帯と住民税均等割のみ課税世帯、その世帯内の子どもに給付金を支給することで、物価高騰下における低所得世帯や低所得子育て世帯の生活を支援する。

【事業の内容】  
○支給対象  
・住民税非課税世帯 22,000世帯 → 22,555世帯(見込 +555世帯)  
・住民税均等割のみ課税世帯 4,070世帯 → 4,764世帯(見込 +694世帯)  
・家計急変世帯 0世帯 → 22世帯(見込 +22世帯)  
※世帯計：26,070世帯 → 27,341世帯(見込 +1,271世帯)  
※補正額：1,271世帯×30千円=38,130千円  
・住民税均等割のみ課税世帯内の子ども 980人 → 670人(見込 △310人)  
※補正額：△310人×50千円=△15,500千円  
○支給額  
・1世帯あたり3万円 ・子ども1人につき5万円  
○支給時期  
・初回振込 5月31日(水) ・第2回振込 6月8日(木)  
以降、毎週木曜日に振込

福005	項目名	地域介護・福祉空間整備等補助金		
予算書項目	地域介護・福祉空間整備等補助金	ページ	35	所 属 名
年度	R5	福祉部 長寿社会課		
会計名				
一般会計				
款	民生費			
項	社会福祉費			
目	社会福祉総務費			
(単位：千円)				
補正前額	0			
要求額	46,538			
総務部長段階査定額	46,538	その他財源の内訳		
市長段階査定額	46,538	分担金	0	
		負担金	0	
		使用料	0	
		手数料	0	
		財産収入	0	
		寄付金	0	
		繰入金	0	
		贈収入	0	
		その他	0	
区 分	補正額			
財源内訳	国・県支出金	33,602		
	地方債	12,900		
	その他	0		
	一般財源	36		
	計	46,538		
備考欄				

**事業の概要**

【問合せ先】管理係 0857-30-8211

【1次総の施策体系】1201

【事業の経過及び背景】  
国の令和5年度当初予算において、介護施設等における防災・減災対策を推進するため、スプリンクラー等の整備、老朽化に伴う大規模修繕等のほか、施設の耐震化整備、倒壊の危険性のあるブロック塀等の改修、水害対策、災害時に施設機能を維持するための電力・水の確保を自力でできるよう非常用自家発電設備・給水設備の整備助成が予算計上された。

【事業の目的及び効果】  
国の交付金を積極的に活用し、認知症高齢者グループホーム等防災改修（財源：国10/10）、非常用自家発電設備の整備（財源：国1/2、市1/4、事業者1/4）を行う事業者に対して助成を行い、介護基盤の強化を通じて利用者の安全・安心を確保する。

【事業の内容】  
市内事業者から実施要望のあったものについて、国の地域介護・福祉空間整備等交付金を活用し、介護関連施設の設備整備の支援を行う。  
・認知症高齢者グループホーム等防災改修支援事業  
グループホームわかばの家青谷 7,730千円  
・高齢者施設等の非常用自家発電設備整備事業  
特別養護老人ホームなりすな 38,808千円

福006	項目名	地域医療介護総合確保事業補助金		
予算書項目	社会福祉施設整備等補助金	ページ	35	所 属 名
年度	R5	福祉部 長寿社会課		
会計名				
一般会計				
款	民生費			
項	社会福祉費			
目	社会福祉総務費			
(単位：千円)				
補正前額	333,615			
要求額	83,411			
総務部長段階査定額	83,411	その他財源の内訳		
市長段階査定額	83,411	分担金	0	
		負担金	0	
		使用料	0	
		手数料	0	
		財産収入	0	
		寄付金	0	
		繰入金	0	
		贈収入	0	
		その他	0	
区 分	補正額			
財源内訳	国・県支出金	83,411		
	地方債	0		
	その他	0		
	一般財源	0		
	計	83,411		
備考欄				

**事業の概要**

【問合せ先】管理係 0857-30-8211

【1次総の施策体系】1201

【事業の経過及び背景】  
平成26年6月に成立した医療介護総合確保推進法により、消費財税源を活用して都道府県に地域医療介護総合確保基金を設置し、介護施設等の整備が進められている。

【事業の目的及び効果】  
鳥取県地域医療介護総合確保基金補助金（補助率10/10）を活用し、第8期計画に位置付けた介護サービスの整備を推進し、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう介護基盤の充実強化を図る。

【事業の内容】  
1. 地域密着型サービス等整備助成事業  
2. 施設開設準備経費等支援事業  
3. 大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICT導入支援事業  
4. 簡易陰圧装置の設置に係る経費支援事業  
5. 多床室の個室化に要する改修費支援事業

県地域医療介護総合確保基金補助金を活用した補助事業について、今年度公募による事業追加と、補助金の単価改正による増額（県10/10）。  
・今年度公募による追加分 53,052千円  
認知症対応型共同生活介護 1施設  
（施設整備助成、開設経費助成）  
・補助金単価改正による追加分 30,359千円

福007	項目名	高齢者居住環境整備助成費	
予算書項目	高齢者居住環境整備助成費	ページ	35
年度	R5	所 属 名 福祉部 長寿社会課	
会計名	事業の概要		
一般会計	【問合せ先】介護保険係 0857-30-8212		
款 民生費	【1次総の施策体系】1202		
項 社会福祉費	【事業の経過及び背景】 高齢者が介護が必要な状態となっても、住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らし続けることができるまちづくりが求められている。		
目 老人福祉費	【事業の目的及び効果】 経済的に住宅改修が困難な世帯が、居室・浴室・トイレなどを要介護・要支援状態の高齢者に配慮した仕様にする改修工事費に対して助成を行い、高齢者が安全に安心して在宅生活をおくることのできる居住環境を確保する。		
(単位：千円)	【事業の内容】 要介護・要支援の高齢者に配慮した居住環境の改修工事費の助成事業について、申請見込の増によるもの。 ・対象者 要介護・要支援の認定を受けている者で本人及び同一住所を有する者がすべて市民税非課税の者 ・対象工事 手すりの取付、段差の解消、滑り止め防止の床材の変更、引き戸等への取替、和式便器の取替等 ・助成金額 助成対象経費200千円までは2/3、200千円超～800千円までは1/2 (給付限度額433千円)		
補正前額	1,550	【事業の内容】 要介護・要支援の高齢者に配慮した居住環境の改修工事費の助成事業について、申請見込の増によるもの。 ・対象者 要介護・要支援の認定を受けている者で本人及び同一住所を有する者がすべて市民税非課税の者 ・対象工事 手すりの取付、段差の解消、滑り止め防止の床材の変更、引き戸等への取替、和式便器の取替等 ・助成金額 助成対象経費200千円までは2/3、200千円超～800千円までは1/2 (給付限度額433千円)	
要求額	673	【事業の内容】 要介護・要支援の高齢者に配慮した居住環境の改修工事費の助成事業について、申請見込の増によるもの。 ・対象者 要介護・要支援の認定を受けている者で本人及び同一住所を有する者がすべて市民税非課税の者 ・対象工事 手すりの取付、段差の解消、滑り止め防止の床材の変更、引き戸等への取替、和式便器の取替等 ・助成金額 助成対象経費200千円までは2/3、200千円超～800千円までは1/2 (給付限度額433千円)	
総務部長段階査定額	673	【事業の内容】 要介護・要支援の高齢者に配慮した居住環境の改修工事費の助成事業について、申請見込の増によるもの。 ・対象者 要介護・要支援の認定を受けている者で本人及び同一住所を有する者がすべて市民税非課税の者 ・対象工事 手すりの取付、段差の解消、滑り止め防止の床材の変更、引き戸等への取替、和式便器の取替等 ・助成金額 助成対象経費200千円までは2/3、200千円超～800千円までは1/2 (給付限度額433千円)	
市長段階査定額	673	【事業の内容】 要介護・要支援の高齢者に配慮した居住環境の改修工事費の助成事業について、申請見込の増によるもの。 ・対象者 要介護・要支援の認定を受けている者で本人及び同一住所を有する者がすべて市民税非課税の者 ・対象工事 手すりの取付、段差の解消、滑り止め防止の床材の変更、引き戸等への取替、和式便器の取替等 ・助成金額 助成対象経費200千円までは2/3、200千円超～800千円までは1/2 (給付限度額433千円)	
区分	補正額	【事業の内容】 要介護・要支援の高齢者に配慮した居住環境の改修工事費の助成事業について、申請見込の増によるもの。 ・対象者 要介護・要支援の認定を受けている者で本人及び同一住所を有する者がすべて市民税非課税の者 ・対象工事 手すりの取付、段差の解消、滑り止め防止の床材の変更、引き戸等への取替、和式便器の取替等 ・助成金額 助成対象経費200千円までは2/3、200千円超～800千円までは1/2 (給付限度額433千円)	
財源内訳		【事業の内容】 要介護・要支援の高齢者に配慮した居住環境の改修工事費の助成事業について、申請見込の増によるもの。 ・対象者 要介護・要支援の認定を受けている者で本人及び同一住所を有する者がすべて市民税非課税の者 ・対象工事 手すりの取付、段差の解消、滑り止め防止の床材の変更、引き戸等への取替、和式便器の取替等 ・助成金額 助成対象経費200千円までは2/3、200千円超～800千円までは1/2 (給付限度額433千円)	
国・県支出金	129	【事業の内容】 要介護・要支援の高齢者に配慮した居住環境の改修工事費の助成事業について、申請見込の増によるもの。 ・対象者 要介護・要支援の認定を受けている者で本人及び同一住所を有する者がすべて市民税非課税の者 ・対象工事 手すりの取付、段差の解消、滑り止め防止の床材の変更、引き戸等への取替、和式便器の取替等 ・助成金額 助成対象経費200千円までは2/3、200千円超～800千円までは1/2 (給付限度額433千円)	
地方債	0	【事業の内容】 要介護・要支援の高齢者に配慮した居住環境の改修工事費の助成事業について、申請見込の増によるもの。 ・対象者 要介護・要支援の認定を受けている者で本人及び同一住所を有する者がすべて市民税非課税の者 ・対象工事 手すりの取付、段差の解消、滑り止め防止の床材の変更、引き戸等への取替、和式便器の取替等 ・助成金額 助成対象経費200千円までは2/3、200千円超～800千円までは1/2 (給付限度額433千円)	
その他	0	【事業の内容】 要介護・要支援の高齢者に配慮した居住環境の改修工事費の助成事業について、申請見込の増によるもの。 ・対象者 要介護・要支援の認定を受けている者で本人及び同一住所を有する者がすべて市民税非課税の者 ・対象工事 手すりの取付、段差の解消、滑り止め防止の床材の変更、引き戸等への取替、和式便器の取替等 ・助成金額 助成対象経費200千円までは2/3、200千円超～800千円までは1/2 (給付限度額433千円)	
一般財源	544	【事業の内容】 要介護・要支援の高齢者に配慮した居住環境の改修工事費の助成事業について、申請見込の増によるもの。 ・対象者 要介護・要支援の認定を受けている者で本人及び同一住所を有する者がすべて市民税非課税の者 ・対象工事 手すりの取付、段差の解消、滑り止め防止の床材の変更、引き戸等への取替、和式便器の取替等 ・助成金額 助成対象経費200千円までは2/3、200千円超～800千円までは1/2 (給付限度額433千円)	
計	673	【事業の内容】 要介護・要支援の高齢者に配慮した居住環境の改修工事費の助成事業について、申請見込の増によるもの。 ・対象者 要介護・要支援の認定を受けている者で本人及び同一住所を有する者がすべて市民税非課税の者 ・対象工事 手すりの取付、段差の解消、滑り止め防止の床材の変更、引き戸等への取替、和式便器の取替等 ・助成金額 助成対象経費200千円までは2/3、200千円超～800千円までは1/2 (給付限度額433千円)	
備考欄			

福008	項目名	包括支援センター運営事業費(事業運営費)	
予算書項目	包括支援センター運営事業費	ページ	35
年度	R5	所 属 名 福祉部 長寿社会課	
会計名	事業の概要		
一般会計	【問合せ先】鳥取市中央包括支援センター 0857-20-3457		
款 民生費	【1次総の施策体系】1202(実施計画関連事業)		
項 社会福祉費	【事業の経過及び背景】 本市は地域包括ケアの構築を図るため平成18年度より地域包括支援センターを設置し、複雑・多様化している高齢者の課題に寄り添った生活支援に取り組んでいる。 令和4年度より複雑化・複合化したニーズに対応する包括的な支援体制を構築する「重層的支援体制整備事業」に本事業を位置付け、介護保険費特別会計から一般会計へ本事業を移行する。		
目 老人福祉費	【事業の目的と効果】 地域包括支援センターにおいて、包括的支援事業等を一体的に実施し、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する。		
(単位：千円)	【事業の内容】 湖東地域包括支援センターの委託開始(10月から)に伴い直営から委託へ費目更正するもの。 ・運営委託費 15,720千円 ・開設初期費用 2,425千円 ・ケアプラン委託費 △922千円 ・職員出向負担金 △12,249千円		
補正前額	317,950	※その他財源の繰入金は、重層的支援体制整備事業繰入金 ※その他財源の諸収入は、介護予防プラン作成収入	
要求額	4,974	【事業の内容】 湖東地域包括支援センターの委託開始(10月から)に伴い直営から委託へ費目更正するもの。 ・運営委託費 15,720千円 ・開設初期費用 2,425千円 ・ケアプラン委託費 △922千円 ・職員出向負担金 △12,249千円	
総務部長段階査定額	4,974	【事業の内容】 湖東地域包括支援センターの委託開始(10月から)に伴い直営から委託へ費目更正するもの。 ・運営委託費 15,720千円 ・開設初期費用 2,425千円 ・ケアプラン委託費 △922千円 ・職員出向負担金 △12,249千円	
市長段階査定額	4,974	【事業の内容】 湖東地域包括支援センターの委託開始(10月から)に伴い直営から委託へ費目更正するもの。 ・運営委託費 15,720千円 ・開設初期費用 2,425千円 ・ケアプラン委託費 △922千円 ・職員出向負担金 △12,249千円	
区分	補正額	【事業の内容】 湖東地域包括支援センターの委託開始(10月から)に伴い直営から委託へ費目更正するもの。 ・運営委託費 15,720千円 ・開設初期費用 2,425千円 ・ケアプラン委託費 △922千円 ・職員出向負担金 △12,249千円	
財源内訳		【事業の内容】 湖東地域包括支援センターの委託開始(10月から)に伴い直営から委託へ費目更正するもの。 ・運営委託費 15,720千円 ・開設初期費用 2,425千円 ・ケアプラン委託費 △922千円 ・職員出向負担金 △12,249千円	
国・県支出金	2,871	【事業の内容】 湖東地域包括支援センターの委託開始(10月から)に伴い直営から委託へ費目更正するもの。 ・運営委託費 15,720千円 ・開設初期費用 2,425千円 ・ケアプラン委託費 △922千円 ・職員出向負担金 △12,249千円	
地方債	0	【事業の内容】 湖東地域包括支援センターの委託開始(10月から)に伴い直営から委託へ費目更正するもの。 ・運営委託費 15,720千円 ・開設初期費用 2,425千円 ・ケアプラン委託費 △922千円 ・職員出向負担金 △12,249千円	
その他	△2,320	【事業の内容】 湖東地域包括支援センターの委託開始(10月から)に伴い直営から委託へ費目更正するもの。 ・運営委託費 15,720千円 ・開設初期費用 2,425千円 ・ケアプラン委託費 △922千円 ・職員出向負担金 △12,249千円	
一般財源	4,423	【事業の内容】 湖東地域包括支援センターの委託開始(10月から)に伴い直営から委託へ費目更正するもの。 ・運営委託費 15,720千円 ・開設初期費用 2,425千円 ・ケアプラン委託費 △922千円 ・職員出向負担金 △12,249千円	
計	4,974	【事業の内容】 湖東地域包括支援センターの委託開始(10月から)に伴い直営から委託へ費目更正するもの。 ・運営委託費 15,720千円 ・開設初期費用 2,425千円 ・ケアプラン委託費 △922千円 ・職員出向負担金 △12,249千円	
備考欄			

福009	項目名	過年度分国県支出金等返還金		
予算書項目	過年度分国県支出金等返還金	ページ	35	所 属 名
年度	R5	福祉部 長寿社会課		
会計名	事業の概要			
一般会計	【問合せ先】 管理係 0857-30-8211 鳥取市中央包括支援センター 0857-20-3457			
款 民生費	【1 1次総の施策体系】 1201、1301			
項 社会福祉費	【事業の経過及び背景】 過年度の交付金事業の額の確定により、国・県へ返還を行うもの。			
目 老人福祉費	【事業の目的と効果】 国・県支出金等の額の確定に伴う返還金。			
(単位：千円)	【事業の内容】 令和4年度事業実績に伴う国・県への返還金。 ・介護保険事業費補助金返還金(国) 3,443千円 ・重層的支援体制整備事業交付金(国、県) 24,640千円			
補正前額	0	総務部長段階査定額 28,084		
要求額	28,084	市長段階査定額 28,084		
財源内訳	補正額	その他財源の内訳		
国・県支出金	0	分担金	0	
地方債	0	負担金	0	
その他	0	使用料	0	
一般財源	28,084	手数料	0	
計	28,084	財産収入	0	
		寄付金	0	
		繰入金	0	
		贈収入	0	
		その他	0	
備考欄				

福010	項目名	介護保険費特別会計へ繰出		
予算書項目	介護保険費特別会計へ繰出	ページ	39	所 属 名
年度	R5	福祉部 長寿社会課		
会計名	事業の概要			
一般会計	【問合せ先】 介護保険係 0857-30-8212			
款 民生費	【1 1次総の施策体系】 1201			
項 他会計繰出	【事業の経過及び背景】 本市は介護保険法に基づき介護保険事業を実施している。			
目 介護保険費特別会計へ繰出	【事業の目的及び効果】 介護保険の円滑な運営を確保し、市民（被保険者）の保健医療の向上及び福祉の増進を図る。			
(単位：千円)	【事業の内容】 介護保険法第124条等に基づく介護保険費特別会計への繰出金。 ・令和4年度重層的支援体制整備事業繰入金の返還等			
補正前額	2,852,232	総務部長段階査定額 6,702		
要求額	6,702	市長段階査定額 6,702		
財源内訳	補正額	その他財源の内訳		
国・県支出金	0	分担金	0	
地方債	0	負担金	0	
その他	0	使用料	0	
一般財源	6,702	手数料	0	
計	6,702	財産収入	0	
		寄付金	0	
		繰入金	0	
		贈収入	0	
		その他	0	
備考欄				

福011	項目名	低所得者等への光熱費助成事業費(特別障害者手当等受給世帯分)		
予算書項目	低所得者等への光熱費助成事業費(原油価格・物価高騰対策)	ページ	35	所 属 名
年度	R5	福祉部 障がい福祉課		
会計名	事業の概要			
一般会計	【問合せ先】障がい者福祉係 0857-30-8217			
款 民生費	【11次総の施策体系】1203			
項 社会福祉費	【事業の経過及び背景】 依然としてエネルギー価格や物価高騰が続いており、低所得者世帯の生活に深刻な影響を与えることが懸念されるため、早急に低所得者の生活支援が必要とされる。			
目 社会福祉総務費	【事業の目的及び効果】 春期・夏期に引き続き、光熱費の一部を助成することにより、低所得世帯の生活への影響を緩和していく。			
(単位：千円)	【事業の内容】			
補正前額	8,602	・対象者(基準日：令和5年10月1日)		
要求額	3,801	①特別障害者手当受給世帯 202世帯 ※所得制限による支給停止世帯を除いた住民税非課税世帯に限る		
総務部長段階査定額	3,801	②経過的福祉手当受給世帯 2世帯 ③障害児福祉手当受給世帯 1世帯 ④特別児童扶養手当受給世帯 45世帯 計 250世帯		
市長段階査定額	3,801	・助成費 1世帯あたり15千円		
区分	補正額	・財源内訳		
財源内訳	国・県支出金 3,415	物価価格高騰に係る生活困窮世帯支援補助金(県1/2) 1,875千円 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 1,540千円		
地方債 0	地方債 0			
その他 0	その他 0			
一般財源 386	一般財源 386			
計 3,801	計 3,801			
備考欄				

福012	項目名	難聴児補聴器購入助成事業費		
予算書項目	難聴児補聴器購入助成事業費	ページ	35	所 属 名
年度	R5	福祉部 障がい福祉課		
会計名	事業の概要			
一般会計	【問合せ先】自立支援係 0857-30-8218			
款 民生費	【11次総の施策体系】1203			
項 社会福祉費	【事業の経過及び背景】 身体障害者手帳の交付の対象とならない中軽度の難聴児において、補聴器を必要とするケースがあり、補聴器の使用により日常生活の質の向上を図る必要がある。			
目 身体障がい者福祉費	【事業の目的及び効果】 身体障害者手帳の交付の対象とならない中軽度の難聴児に対して、補聴器の購入等に要する費用の一部を助成する。			
(単位：千円)	【事業の内容】 補助対象補聴器の種類を追加し、新たに補聴器用乾燥機を補助対象とする。			
補正前額	429	○対象者 次のいずれかに該当する身体障害者手帳の交付対象外であり、18歳到達後の最初の3月31日までの間にある難聴児。 ・両耳ともに聴力が30デシベル以上のもの ・片側の聴力が30デシベル以上で、補聴器の装用により言語の習得等一定の効果が期待できると医師が判断するもの		
要求額	160	○対象経費等 補聴器の購入等費用(耐用年数期間の購入制限、修理・再購入の要件等あり)		
総務部長段階査定額	160	○負担割合 県1/3、市1/3、利用者1/3		
市長段階査定額	160			
区分	補正額			
財源内訳	国・県支出金 80			
地方債 0	地方債 0			
その他 0	その他 0			
一般財源 80	一般財源 80			
計 160	計 160			
備考欄				

福013	項目名	重症心身障がい児等日中支援事業費	
予算書項目	重症心身障がい児等支援事業費	ページ	35
年度	R5	所 属 名 福祉部 障がい福祉課	
会計名	一般会計		
款	民生費		
項	社会福祉費		
目	身体障がい者福祉費		
(単位：千円)			
補正前額	34,280		
要求額	8,192		
総務部長段階査定額	8,192	その他財源の内訳	
市長段階査定額	8,192	分担金	0
		負担金	0
		使用料	0
		手数料	0
		財産収入	0
		寄付金	0
		繰入金	0
		贈収	0
		その他	0
区 分	補正額		
財源内訳	国・県支出金	4,095	
	地方債	0	
	その他	0	
	一般財源	4,097	
	計	8,192	
備考欄			

**事業の概要**

【問合せ先】 自立支援係 0857-30-8218

【1次総の施策体系】 1203 (実施計画関連事業)

【事業の経過及び背景】  
重症心身障がい児者等を支える事業所及び支援者が少ない現状の中で保護者が献身的に支援している現状がある。保護者の精神的・身体的負担が大きく、保護者の高齢化に伴い在宅生活に限界が生じている。また、保護者・本人が親亡きあとの生活に不安を抱えている現状がある中で、受け皿となる事業所（生活介護・短期入所・放課後等デイサービス事業所）を増やしたり持続的な運営を支援することが必要となっている。

【事業の目的及び効果】  
重症心身障がい児者等が、より地域で生活しやすくなるように、日中活動の場における支援の充実を図る。

【事業の内容】  
新たに事業実施する事業所に対応するとともに、医療的ケアを要する重度障がい者の支援を強化する。

○補助対象  
生活介護事業所、短期入所事業所、放課後等デイサービス事業所において、重症心身障がい児者等の支援を行う社会福祉法人等

○補助基準単価  
生活介護事業所利用 一人あたり 2,900円/日  
放課後等デイサービス事業所利用 一人あたり 1,900円/日  
短期入所事業所利用 一人あたり 6,700円/日  
生活介護（医ケア32点以上） 一人あたり 11,800円/日 ※追加  
生活介護（医ケア24～31点） 一人あたり 7,200円/日 ※追加

○負担割合  
県1/2、市1/2

福014	項目名	在宅重度障がい児等支援体制強化事業費	
予算書項目	地域生活支援事業費	ページ	37
年度	R5	所 属 名 福祉部 障がい福祉課	
会計名	一般会計		
款	民生費		
項	社会福祉費		
目	障害者自立支援事業費		
(単位：千円)			
補正前額	0		
要求額	4,800		
総務部長段階査定額	4,800	その他財源の内訳	
市長段階査定額	4,800	分担金	0
		負担金	0
		使用料	0
		手数料	0
		財産収入	0
		寄付金	0
		繰入金	0
		贈収	0
		その他	0
区 分	補正額		
財源内訳	国・県支出金	2,400	
	地方債	0	
	その他	0	
	一般財源	2,400	
	計	4,800	
備考欄			

**事業の概要**

【問合せ先】 自立支援係 0857-30-8218

【1次総の施策体系】 1203

【事業の経過及び背景】  
医療的ケアを要する重度障がい者や強度行動障がい者を支援することに対して事業者の負担感が大きく、現行の報酬に係る算定基準の中に特化した加算がない状況である。

【事業の目的及び効果】  
在宅で生活する医療的ケアを要する重度障がい者や、強度行動障がい者を支援する居宅介護等の訪問支援を行う事業者を支援し、事業者の負担軽減を図ることで、在宅における支援体制を強化する。

【事業の内容】  
障害福祉サービスのうち、訪問系サービスにおいて独自の加算制度を設ける。

○補助対象者  
居宅介護、重度訪問介護、行動援護サービスを提供する障害福祉サービス事業者

○支援対象者  
医療的ケアを要する障がい児者、強度行動障がい児者

○補助内容  
・対象者に訪問系サービスを提供した際に発生する基本報酬に加算して補助を行う。  
(一人当たり75,000円/月)  
・サービスを提供する事業所とサービス提供先又はサービス提供先と移動支援の目的地の往復路程の距離に応じて補助を行う。  
20km以上30km未満 800円  
30km以上40km未満1,200円など

○負担割合  
県1/2、市1/2

福015	項目名	強度行動障がい者サービス体験利用等促進事業費	
予算書項目	地域生活支援事業費	ページ	37
年度	R5	所 属 名 福祉部 障がい福祉課	
会計名	事業の概要		
一般会計	【問合せ先】 自立支援係 0857-30-8218		
款 民生費	【11次総の施策体系】 1203		
項 社会福祉費	【事業の経過及び背景】 強度行動障がい者は、実際のサービス利用開始までに長時間をかけて環境への適応を行うことが必要であり、事業者が障害福祉サービス費を算定できないなかで、支援を実施することもあり、事業者の負担感が大きい状況である。		
目 障害者自立支援事業費	【事業の目的及び効果】 強度行動障がい者の障害福祉サービスの新規利用に際し、実際のサービス利用開始までに、長時間をかけて環境への適応を行うための環境を整えることにより、円滑な地域生活を送ることができる支援体制の整備を行う。		
(単位：千円)	【事業の内容】		
補正前額	0	○補助対象者 強度行動障がい者の支援を行う障害福祉サービス事業者	
要求額	110	○補助内容 障害福祉サービスの利用を希望する強度行動障がい者に対し支援を提供する場合に、必要となる次の経費の一部を補助する。 ・主に日中において体験支援を行う事業 （2時間未満4千円 2時間以上30分増すごとに750円が要） ・宿泊を伴う体験支援を行う事業 （1泊につき7千円）	
総務部長段階査定額	110	○負担割合 県1/2、市1/2	
市長段階査定額	110	その他財源の内訳	
区分	補正額	分担金	0
財源内訳		負担金	0
国・県支出金	55	使用料	0
地方債	0	手数料	0
その他	0	財産収入	0
一般財源	55	寄付金	0
計	110	繰入金	0
		贈収金	0
		その他	0
備考欄			

福016	項目名	低所得者等への光熱費助成事業費(生活保護受給世帯分)	
予算書項目	低所得者等への光熱費助成事業費(原油価格・物価高騰対策)	ページ	35
年度	R5	所 属 名 福祉部 生活福祉課	
会計名	事業の概要		
一般会計	【問合せ先】 生活支援係 0857-20-3476		
款 民生費	【11次総の施策体系】 1201		
項 社会福祉費	【事業の経過及び背景】 依然としてエネルギー価格や物価高騰が続いており、生活保護世帯の生活に深刻な影響を与えることが懸念されている。		
目 社会福祉総務費	【事業の目的及び効果】 春期・夏期に引き続き、光熱費の一部を助成することにより、生活保護世帯の生活への影響を緩和していく。		
(単位：千円)	【事業の内容】		
補正前額	68,128	・対象者 生活保護世帯 1,980世帯(基準日：令和5年10月1日) ※社会福祉施設等入所単身世帯及び入院単身世帯を除く。	
要求額	30,120	・助成費 1世帯あたり15千円	
総務部長段階査定額	30,120	・財源 物価高騰に係る生活困窮世帯支援補助金(県1/2) 14,850千円 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 12,216千円	
市長段階査定額	30,120	その他財源の内訳	
区分	補正額	分担金	0
財源内訳		負担金	0
国・県支出金	27,066	使用料	0
地方債	0	手数料	0
その他	0	財産収入	0
一般財源	3,054	寄付金	0
計	30,120	繰入金	0
		贈収金	0
		その他	0
備考欄			



福017	項目名	生活保護事務費	
予算書項目	事務費	ページ	39
年度	R5	所 属 名	
		福祉部 生活福祉課	
会計名	事業の概要		
一般会計	【問合せ先】生活支援係 0857-20-3476		
款 民生費	【11次総の施策体系】1201		
項 生活保護費	【事業の経過及び背景】 厚生労働省が実施する被保護者調査については、生活保護システムから統計データを抽出し、厚生労働省が管理するシステムに登録を行っている。この調査において、令和6年度から調査項目の追加等が行われるため、生活保護システムの改修が必要となった。 また、医療扶助のオンライン資格確認の導入にあたって必要となる専用端末の設置に係る経費について、委託費から備品購入費・通信運搬費等へ予算の組替を行うもの。		
目 生活保護総務費	【事業の目的及び効果】 生活保護事務を遂行するうえで必要な事務費を計上する。		
(単位：千円)	【事業の内容】 ・被保護者調査に関する調査について、令和6年度から調査項目が追加されることに伴うシステム改修（国費1/2） ・医療扶助オンライン資格確認の導入に伴う予算の組替（国費10/10）		
補正前額	27,207	備考欄	
要求額	1,579		
総務部長段階査定額	1,579	その他財源の内訳	
市長段階査定額	1,579	分担金	0
区分	補正額	負担金	0
財源内訳		使用料	0
国・県支出金	789	手数料	0
地方債	0	財産収入	0
その他	0	寄付金	0
一般財源	790	繰入金	0
計	1,579	贈収入	0
		その他	0

福018	項目名	児童福祉法施行事務費	
予算書項目	事務費	ページ	37
年度	R5	所 属 名	
		福祉部 保険年金課	
会計名	事業の概要		
一般会計	【問合せ先】医療助成係 0857-30-8223		
款 民生費	【11次総の施策体系】1101		
項 児童福祉費	【事業の経過及び背景】 小児特別医療費助成は、昭和48年から開始し、平成20年4月に小学校就学前まで、23年4月に中学校卒業まで、28年4月には18歳到達後の年度末まで順次拡大してきた。現在は患者の窓口負担を一律（通院530円、入院1,200円）として、健康保険の患者負担分との差額を負担している。また、令和5年5月に県と市町村が意見交換を行い、令和6年4月から小児医療費の無償化を全県下で実施することとした。		
目 児童福祉総務費	【事業の目的及び効果】 子どもへの医療費助成を行うことで、子どもの健康保持と子育て世帯の経済的負担の軽減を図る。		
(単位：千円)	【事業の内容】 ・受給資格証印刷、郵送等に要する事務経費 ・システム改修経費		
補正前額	455	備考欄	
要求額	5,378		
総務部長段階査定額	5,243	その他財源の内訳	
市長段階査定額	5,243	分担金	0
区分	補正額	負担金	0
財源内訳		使用料	0
国・県支出金	2,621	手数料	0
地方債	0	財産収入	0
その他	0	寄付金	0
一般財源	2,622	繰入金	0
計	5,243	贈収入	0
		その他	0